

商標審査基準改訂案に対するパブリックコメントの結果について

平成28年3月

1. 実施方法

- (1) 意見募集期間：平成28年1月26日（火）～平成28年2月24日（水）
- (2) 告知方法：特許庁ホームページ、経済産業省ホームページ、電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、FAX、電子メール

2. 意見提出数

6件

[内訳]

団体	： 4件
企業	： 1件
個人	： 1件

3. 意見の概要

別紙のとおり

提出された御意見の概要(項目別)

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
全般				
1	全般		改訂案の示す基本的な考え方及び判断における考慮要素は、近時の裁判例や審決例を踏まえて具体的に記載されており、賛成する。ただし、改訂案が現在の実務に沿った基準となっても、今後の実務、運用の集積により更なる改訂の余地がある部分もある。	1団体
2	全般		新しいタイプの商標については、平成27年4月1日から施行された商標審査基準[改訂第11版]において審査基準を整備したところであるが、今回の改訂案1頁以下は、立体商標も含め、審査基準をより整理し表現を統一しており、適切と考える。	1団体
3	全般		文末が「～と判断する。」となっている箇所が多数あるが、 ・「～該当する。」又は「該当するものとする。」 ・「～該当しない。」又は「該当しないものとする。」 ・「～該当するか否かを判断する。」 という三種類の書き方で統一してほしい。	1団体
4	全般		全体的に、構成に統一感がない。基準を示すにあたっての「文章の構造」「項目の階層」「符号・タイトルと内容の関係」に統一感がなく、読みにくい。	1団体
第1 第3条第1項(商標登録の要件)				
一、第3条第1項全体				
5	2. ～7.	1	2. のタイトルは、「2. 判断方法について」とし、その中に「立体商標について」「動き商標について」の項目を設けるべきである。	1団体
6	3. (1) 4. (1) 6. (1) 7. (1)	2 ～ 3	「～総合して商標全体として考察し、本項各号に・・・」の記載は、「～総合して考察し、商標全体として本項各号に・・・」とするべきである。	1団体
7	3. 4. 6. 7.	2 ～ 3	3. (1)の内容は、動き商標を判断する際の一般的指針を示す内容となっており、(2)～(4)は構成要素に着目した場合の基準となっているから、(1)の内容は、柱書にしてはどうか。 (2)と(3)が表裏の関係であるとすれば、(4)の裏(該当しない場合の記述)がないことになる。他方、(3)(4)を残すなら、(2)は不要のように思える。(2)～(4)の例示をまとめ、必要なものだけ簡略して示してはどうか。4. 6. 7. も同様。	1団体

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
8	3. (4)	2	(4)は(3)の例外を説明していると思われるが、文章がわかりにくいいため、次のように修正してはどうか。 「(ウ) (イ)に該当する標章であっても、時間の経過に伴って変化する状態が軌跡として線等で表され、その軌跡により文字や図形等が現れる場合、その軌跡が本項各号に該当しない場合は、商標全体としても本項各号に該当しないと判断する。」 (元の文章の(3)を(イ)、(4)を(ウ)としている。)	1団体
9	4. (1)	2	文章の表現がわかりにくい。「ホログラフィーその他の方法による」という修飾語句は不要である。	1団体
10	7. (2)	3	「原則として、」の文言は削除すべき。動き、ホログラム、音では、同様の規定において「原則として、」の文言がなく、それらと平仄を合わせるべき。	1団体
二、第3条第1項柱書				
11	1.	5	1. 「自己の業務」に、出願人本人の業務に加え、出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務を含むとし、資本関係がある場合のみならず、フランチャイズ契約の関係にある場合も例として挙げていることは、企業グループの形態の多様性に照らして妥当と考える。	1団体
12	2. (2)	5	出願人自身が有資格者ではない場合もあるため、「(略)出願人等が指定役務を行いうるか確認する。」、(例)「(略)出願人等について当該資格を有し得ないことが明らかな場合。」と「等」を付してはどうか。	1団体
13	商標法施行規則の引用	4 ～ 5	商標法規則の条文の引用はなぜ設けられているのか。	1団体
14	2. (2)	5	記載内容の全体が二段構成になっている意味が不明である。この「例」のような「場合には、…旨の通知を行い、…行いうるか確認する。」と記載する方が簡潔ではないか。	1団体

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
15	2. (3)	6	2. (3)柱書は、文章がわかりにくいので再考すべきである。	1団体
16	2. (3)(イ)	6	「広い範囲」という基準は不明確であり、せめて、審査便覧を引用するなどして、明確化を図るべきである。	1団体
17	3.	6	3. は「確認について」というタイトルで、2. とは別項目を掲げる必要性が薄く、タイトルが重複しているように思える。3. のタイトルは、「『使用をする商標』であることの確認方法について」とすべきである。	1団体
18	3.	6 ～7	業務を既に「行っている場合」の立証方法として、より簡便なものを採択してほしい。既に業務を行っている場合、業務開始予定の場合に比べ、出願人の負担が大きくなりすぎている。	1団体
19	3. (1)	6	「類似群」という語が説明なく使われているが、「類似商品・役務審査基準」に拠る語である旨の説明があるべきと考える。	1団体
20	6. (1)(イ)	9 ～ 10	商標が薬剤の容器の形状であるとしても、この形状を、例えば、ガーゼ等の「収納用ケース」や「商品パッケージ」として使用する例や、広告として使用する場合も想定し得る。そうすると、薬剤以外の指定商品との関係でも商標たり得るため、第3条第1項柱書の例として適切ではない。	1個人 1団体
21	7. ～11.	12 ～28	各例示の願書の記載例において、【商標の詳細な説明】に「(以下「商標」という。)」という定義のための括弧書きを設けるべきではない。	1団体

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
22	10. (1)(ア)	20	(1)(ア)の音商標と認められない例の記載において、「音を特定するため以外の」の文言が「楽曲」を装飾しているように読めるため、「音を特定するため以外の」の文言の挿入位置を再考すべきである。	1団体
23	11. (1)(イ)	25	(イ)の事例は、位置商標として特定がされている例として理解することもできる。「位置を特定した色商標」と「色彩を構成要素とする位置商標」との峻別を明確にする「必要的用語」があれば積極的に示してはどうか。	1団体
三、第3条第1項第1号(商品又は役務の普通名称)				
24	三、全般		現行の審査基準と比較して、例がより時代に合うものに差し替えられ、表現も整理されており、妥当なものとする。	1団体
25	1. (例1)	29	商品の表記と商標が一致しているもののみが列挙されているが、商品の表記と商標が異なっている例もあった方が例示として適切である。	2団体
26	1.	29	1. 普通名称を組み合わせた「アルミパソコン」や商品特徴等と普通名称を組み合わせた「ブラックスマートフォン」が「商品の普通名称」に該当するのか、審査基準において明示されることを希望する。	1団体
27	2. (1)	29	「普通に用いられる方法で表示する」に該当しないと判断する場合を「取引者において普通に使用する範囲にとどまらない特殊なものである場合」と表現しているが、「普通に」という文言を繰り返さずに「通常一般に」などと言い換えた方が理解しやすい。	1団体

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
28	2. (1) (例1)	29	一般的に使用されているフォントで表示された場合には、態様にかかわらず「普通に用いられる方法で表示する」に該当するとの誤解を生じる可能性もあるので、フォントが一般的でかつ態様も特殊でないことを書き加えることが考えられる。(例1)と(例2)を対比して疑問が生じないように整理する必要がある。	1団体
29	2. (1) (例1)	29	「一般的に使用されている」という表記があるが、どのようなものが「一般的」に該当するのか曖昧なので明確化が必要である。	1団体
30	2. (1) (例1)等	29	2. (1)(例1)や第3条第1項第3号の5. (例1)等で「フォント」という語が使用されているが、併せて使われている「書体」と同義であれば、記載を統一すべきである。	2団体
四、第3条第1項第2号(慣用商標)				
31	四、全般		現行の審査基準と比較して、例がより時代に合うものに差し替えられ、表現も統一されており、妥当なものとする。	1団体
五、第3条第1項第3号(商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示)				
32	1. (1)(2)(3)	33	1. は商品又は役務の特徴等の判断方法についての項で、第3条第1項第3号の規定する商品又は役務の特徴等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標か否かの判断まで記載しているわけではないので、1. (1)から(3)については、いずれも「本号に該当する(しない)と判断する。」ではなく、「商品又は役務の特徴等を表示するもの(ではない)と判断する。」と記載するのが適切である。	1団体
33	1. 4~5行 目	33	(以下「商品又は役務の特徴等」という。)」の記載があるが、「その他の特徴を表示する標章のみからなる」ことを理由とする拒絶理由は、新しいタイプの商標についてのみ通知されることを明記すべきであるから、当該「特徴等」の語で「産地」「販売地」などのすべてを受けてしまうのは適当ではない。	1団体
34	1. (1)	33	「原則として」という表現が用いられている意味が明確でないため、基準が読み取れるような端的な説明が望まれる。	1団体

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
35	1. (2)	33	改訂案の文言が「間接的に表示するにすぎない場合は」となっているが、現行基準では「にすぎない」という文言は使われておらず、「間接的に表示する商標は」となっている。基準改訂の前後で運用を変更しないのであれば、文言も現行に即した「間接的に表示する商標は」とすべき。	2団体
36	2. (1)	33	「旧国家」と「旧地域(旧国家名を含む)」を並列的に記載している理由が明らかでない。	1団体
37	2. (1)	33	「一般に認識するとき」という表現が用いられている意味が明確ではないため、基準が読み取れるような端的な説明が望まれる。	1団体
38	3.	34	3. のタイトル及び記載されている内容が「品質」と「質」の説明になっていない。はじめに「品質」「質」とは何かについて定義を設け、所定の「内容」については、これが「品質、質にあたる場合がある」という方向で記載すべき。	1団体
39	3. (1)(ア)(イ)(ウ)	34	「一定の内容」がわかりにくい。「著作物のジャンル・種類」のように具体的な表現としてはどうか。	1団体
40	3. (1)(ウ)	34	3. (1)(ウ)は削除すべきである。「日本民謡集」や「サスペンス」は、「貸与する著作物のジャンル」ではあるものの、「レンタルサービス」の直接的な「質」の表示には当たらないと考える。	1団体
41	3. (1)(エ)	35	「需要者に題号等として広く認識されているか」という要素を判断基準に加えることは疑問である。一定期間にわたり定期的に異なる内容の作品が制作されているか否かを検証する期間は、審査できないのではないかと。	1個人

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
42	3. (1)(イ)	35	題号としての使用は、そもそも商標的使用ではないから、商標審査の時点で、題号を商品の内容として拒絶する意味は乏しいのではないか。当該商標が題号であるか否かに関わらず登録させておいて、実務においては題号は独占権の範囲外として運用するので、特に齟齬はない。	1個人
43	3. (1)(イ)	35	(例)①②の考慮要素が、商品の品質又は役務の質について肯定又は否定のどちらに働くのかを明確に記載すべきである。	2団体
44	3. (1)(イ)	35	「定期刊行物」の商品については、「書籍」「放送番組の製作」等の商品又は役務と取扱いを異にするのかどうかを明確にすべきであり、(オ)として別項目を設けるべきである。	1団体
45	3. (1)(イ)	35	「題号等が特定の内容を認識させる場合」というのがどういう場合なのか、文章上での説明が足りない。	1団体
46	3. (1)(イ)	35	「題号として認識され、」は「題号として広く認識され、」に改めるべき。	1団体
47	3. (1)(イ)①	35	①は「定期的」である必要はない。	1団体
48	3. (2)	35	タイトルの「人名等」が何を指すかは明らかでなく、例として挙げられた(ア)に記載の音楽グループ名を「人名等」として整理してよいかには疑問がある。	1団体
49	3. (2)	35	3. (2)は内容を再考すべきである。この基準のもととなった「LADY GAGA事件」について諸外国の審査例をみると、明らかに保護を否定されているのは我が国だけという状況であり、この基準による運用を一般化するとアーティスト名に関する諸外国の取扱いとの間で齟齬を生じる。審査基準として確定し掲載することには疑問がある。	1団体
50	3. (2)	35	広く知られた「歌手名・音楽グループ名」からなる商標が著作物関連商品・役務を指定して出願された場合3. (2)によって原則として登録できないことになる。しかし、歌手や音楽グループが有名であるほどその種の商標を保護する必要性は高まる面があり、今後の審決例、裁判例等の集積を待って、外国の動向も踏まえ、更なる検討をする余地があると思われる。	1団体
51	4.	35	下記のように修正すべきである。 「商標が、指定商品の形状(指定商品の包装の形状を含む。)若しくは指定役務の提供の用に供する物の形状そのもの、又は、これらの一部の範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、(略)」	1団体

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
52	4. 5.	36	4. と5. の間に、「その他の特徴を表示する」ことを原因とする拒絶理由は、「新しいタイプの商標」についてのみ通知されることを明記すべきである。	1団体
53	4. 5.	36	4. と5. の間に、「新しいタイプの商標」との関係における「特徴」を、具体的に説明・解説すべきである。	1団体
54	5. 6. 7. 8.	36	条文の構成からすると、5. と6. の内容は、7. や8. の後ろに記載すべきである。	1団体
55	6.	36	6. 「2以上からなる」の「2」は全角にすべきである。	1団体
六、第3条第1項第4号(ありふれた氏又は名称)				
56	1.	39	1. は、ありふれた氏又は名称について具体的で分かりやすい例を整理して示しており、改訂案に賛成する。	1団体
57		39	第3条第1項第3号に「のみからなる」についての記述があることも踏まえると、第3条第1項第4号及び第5号にも「のみからなる」の説明を置くことも考えられる。	1団体
七、第3条第1項第5号(極めて簡単で、かつ、ありふれた標章)				
58	2. 3.	41	具体的でわかりやすい例を整理して示しており、改訂案に賛成する。	1団体
59	2.	41	「ありふれた」を単に「一般的に」と言い換えるだけでなく、「どこにでもある」や「珍しくない」とも説明した方が理解の助けになる。	1団体
60	2.	41	「一般的に使用されていると認められるためには、必ずしも特定の商品又は役務を取り扱う分野において使用されていることを要しない。」という説明の意図することは明らかではない。「一般的」という判断は、問題となる商品又は役務を前提としてなされるものと考ええる。	1団体
61	2.	41	2. なお書きは、具体例である(1)及び(2)の後に記載すべきである。	1団体

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
62	3. (1)	41	(ア)の記載は削除し、具体例(例えば1, 12等の数字)等)を示すべきである。(ア)～(ク)は、(1)の柱書を受けて具体例を示す構成にすべき。	1団体
63	3. (1)	42	(ク)は、(ア)～(キ)と並列で記載するのをやめ、最後になお書きで記載すべきである。	1団体
八、第3条第1項第6号(前号までのほか、識別力のないもの)				
64	八、全般		現行の審査基準は「標語(例えば、キャッチフレーズ)」が、原則として、第3条第1項第6号に該当すると記載していることから、キャッチフレーズの商標登録出願は拒絶査定を原則とする実務がある一方で、当該査定が審判で覆る割合が少なくない状況にある。改訂案は、一般的に識別力がない商標に該当する類型を例示するという本来の趣旨に適う内容となっており、実務的な取扱いの変更にも踏み込んだ改訂として支持できる。	1団体
65	八、全般		改訂案は、企業理念・経営方針等を表示する標章のみからなる商標に関わる部分が相当に詳細に記述されている一方で、それ以外の項目(3. から8.)については、簡単な記述にとどまっている。今後の実務、運用の集積により更なる改訂の余地があると思われる。	1団体
66	2.	44	「指定商品若しくは指定役務と直接的な関連性は弱いものの」は削除すべき。記載するのであれば、2. (3)で記載すべきであり、柱書で書く内容ではない。	1団体
67	2. (2)(イ) (例)② 2. (3)(イ) (例)①	44	「出願人が出願商標を一定期間自他商品・役務識別標識として使用し」の後に「ているのに対し」を補った方が明確ではないか。	1団体
68	2. (2)(イ) (例)② 2. (3)(イ) (例)①	44	「一定期間」の文言が出てくるが、具体的にどの程度の期間であるかが不明確であり、基準として適切でない。特に、第3条第2項との関係における違いを分かりやすくしてほしい。	1個人

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
69	2. (2)(イ) (例)② 2. (3)(イ) (例)①	44	「第三者が」の文言は削除すべき。第三者が一人でもいれば出願商標がキャッチフレーズとして「使用されている」ことになると理解されるおそれがあるため、「一般的に…使用されていないこと」とすべき。	1団体
70	3. 5. 6. 8. 9.	45	現行審査基準のとおり「原則として」の文言を入れるべき。	1団体
71	4.	45	「HEISEI」の例は、「平成」とは限らず、「平静」などにも通じる多義性を有するので、「該当すると判断する」と断じるのは問題である。	1個人
72	7.	45	「その構成において特徴的な形態が見出される等の事情」の意味が不明であるので、事例を示してほしい。	1団体
73	9. (例)②	46	例示の商標が「喫茶店」等に多数使用されていることは理解できるが、清涼飲料や果実飲料を主として提供するサービスを想定する必要はなく、「茶又はコーヒーを主とする飲食物の提供」の事例とすれば十分である。	1団体
第2 第3条第2項(使用による識別性)				
74	1. (1)及び (2)	49	出願商標と使用商標の同一性及び指定商品又は指定役務と使用商標の使用する商品又は役務との同一性の判断に「取引の実情」を考慮することを明示したことは適切であり、改訂案に賛成する。	1団体
75	1. (1)	49	「使用しているものと認める。」を「出願商標を使用しているものと認める。」にすべき。	1団体
76	1. (2)	50	「使用しているものと認める。」を「指定商品又は指定役務について出願商標を使用しているものと認める。」にすべき。また、ただし書は、段落を変えるべきである。	1団体

整理番号	該当箇所	頁	御意見の概要	提出者
77	2. (1)	50	全文を『「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」とは、原則として、その商品又は役務の需要者の間で、全国的に認識されていると評価されるものをいう。全国的に認識されているか否かの評価は、商品又は役務の性質その他の取引の実情を十分考慮して行うものとする。』と規定すべきである。	1団体
78	2. (4)	51	(4)は商標の同一性の話なので、2. (1)の(イ)として記載すべきである。	1団体
79	6. (1)(ア)	53	タイトルを、現行基準の「同一の音商標であると需要者が認識する場合」に戻すべきである。	1団体
第3 第4条第1項及び第3項(不登録事由)				
五、第4条第1項第6号(国、地方公共団体等の著名な標章)				
80	五、全般	55	現行の審査基準は「著名なもの」等の具体的判断基準を記載していなかったが、改訂案55頁以下に要件ごとの詳細な判断基準及び具体例を示しており、出願人及び一般人に分かりやすい改訂として評価できる。	1団体
81	3. ②	56	「国や地方公共団体を実施する事業(施策)」の箇所の「事業(施策)」の内容をもう少し明確にしてはどうか。この記載では、広報誌の名称やキャラクタ名のような事業の媒介物の名称も含まれる趣旨かが不明である。「実施する事業(施策)及び事業普及のための媒体の名称」のように具体的に記載すべきである。	1団体